（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹⑹及び⑹⑹は、第１号２⑹⑹及び⑹⑹に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑹から⑹までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑹⑹から⑹⑴までは、第１号２⑺から⑹⑵までに同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑻　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

⑦　鉄筋コンクリート床版の品質の確保、向上（壁高欄を含む。）のための工夫とその効果

⑴　鋼橋の耐久性の確保、向上（鉄筋コンクリート床版及び壁高欄を除く。）のための工夫とその効果

⑹及び⑹は、第１号３⑴⑹及び⑹に同じ。

⑵　提案について

⑻　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート床版の品質の確保、向上（壁高欄を含む。）のための工夫とその効果」及び「鋼橋の耐久性の確保、向上（鉄筋コンクリート床版及び壁高欄を除く。）のための工夫とその効果」についての評価の配点は20：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を加算点とする。

⑹は、第１号３⑵⑹に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

４　入札手続等

⑴から⑷までは、第１号４⑴から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑻から⑹までは、第１号４⑸⑻から⑹までに同じ。

⑹　開札は、平成26年１月29日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５は、第１号５に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Iwade IC A-lamp bridge and other 3 bridge in Kihoku Nisi Road

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成 25 年 10 月 11 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　平成25年度東海環状北桧高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）

②　平成25年度東海環状西之川高架橋中鋼上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所

①　岐阜県大垣市桧町～福田町

②　岐阜県大垣市西之川町

⑷　工事内容

①　工事延長　Ｌ＝380m（鋼４径間連続非合成少数主桁橋　橋長Ｌ＝132m、鋼３径間連続非合成少数主桁橋　橋長Ｌ＝91m）

工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式

②　工事延長　Ｌ＝280m（鋼６径間連続非合成少数主桁橋　橋長Ｌ＝260m）

工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式

⑸　工期

①　契約締結日の翌日から平成28年３月25日まで

②　契約締結日の翌日から平成27年３月27日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　鋼材　約600ｔ、鉄筋　約100ｔ、コンクリート　約610㎥

②　鋼材　約610ｔ、鉄筋　約230ｔ、コンクリート　約1,240㎥

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/
「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、発注者が、応札者の歩掛見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて歩掛見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた歩掛見積書を予定価格に反映させる試行工事である。

⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。